

## 平成 27 年度 横須賀市国民保護訓練について

### 1 実施概要

#### (1) 訓練目的

事態対処活動に携わる職員の国民保護法及び国民保護計画への理解度向上と、関係機関との連携確認を目的として実施しました。

なお、今年度は本市のみならず、同一地域で複数の自治体が住民を市外へ避難させなければならなくなった際の対応や課題、必要な作業等について、訓練を通じて関係機関での認識の共有を図ることとしました。

#### (2) 訓練形態

関係機関による合同図上訓練（第1部 図上訓練、第2部 意見交換会）

#### (3) 日時及び会場

平成 28 年 1 月 22 日（金）13:00～17:00 横須賀市役所 正庁（3号館5階）

### 2 訓練参加機関

陸上自衛隊第 31 普通科連隊、横須賀海上保安部、三浦半島内県警各署（葉山署除く）、県政総合センター、鎌倉市、逗子市、三浦市、横須賀市

### 3 訓練想定

次の内容の訓練想定としました。

#### 【訓練想定】

平成 28 年 1 月、政府はX国軍隊が日本国への着上陸侵攻を行うとの情報入手し、インターネット上に同隊が書き込んだとみられる三浦半島への着上陸侵攻の予告文も発見。

日本政府は武力攻撃事態と認定し、武力攻撃事態等対策本部（以下、国対策本部）を設置するとともに、神奈川県及び三浦半島市町に「国民保護対策本部の設置指定」を発令し、更に神奈川県に「避難措置の指示」を発令。

これを受け、神奈川県は、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町に対して全住民の避難を指示し、避難先として同県内の小田原市、南足柄市、秦野市、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、松田町、大井町、山北町を指定した。

#### 4 訓練事項

同一地域で複数自治体が国民保護措置を実施するには、関係機関の複雑な連携が必要となることから、国民保護法第 29 条第 1 項に基づき、三浦半島地域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関全体で「合同図上訓練」として、各機関が事前に検討した課題をもとに総合調整を行いました。

なお、本想定においては幅広い課題等が発生するものと考えられますので、訓練においては着眼点を次の検討課題に絞り、避難実施要領や関係機関の支援計画等の策定の基礎となる“三浦半島全体としての動き”を参加機関全体で作り上げるまでとしました。

##### 【検討課題】

- ① 半島という特徴のある地域からの複数自治体の住民避難  
(各市町の移動する順番、避難形態、混乱防止策等)
- ② 武力攻撃に対する自衛隊の排除措置と警察を中心とした関係機関との活動調整
- ③ 各市町の要援護者施設の避難方法と①、②の関連

#### 5 [参考] これまでの国民保護訓練実施内容

開催年度	訓練内容
19 年	市内の中心部で化学剤テロ（Cテロ）が発生したと想定した図上訓練。 併せて、対策本部設置やテロ被災状況などを説明する模擬記者会見も実施。
20 年	不審物の爆発による負傷者救助、警察による不審物の撤去等の実動訓練。併せて、警報伝達・避難誘導対策を図上訓練として検討。
21 年	現地調整所の運用 および 爆発物の発見現場周辺の住民を関係機関の車両・船舶を使用して避難施設へ誘導する実動訓練。
22 年	放射性物質を使用したテロ（Rテロ）を想定した避難対策検討の図上訓練。
23 年	核爆弾によるテロ（Nテロ）を想定し、市内の全居住者・滞在者を市外へ避難誘導する図上訓練。
24 年	南関東エリア一帯の大規模停電を想定した図上訓練。 本市及び逗子市がプレーヤーとなり、大規模停電時の自治体の対応を関係機関に知ってもらう。
25 年	国民保護事案に達しないが、市民生活に影響を及ぼす事案が発生し、各機関による事案対処の検討と実動訓練。
26 年	市内 2 カ所（追浜・中央）で爆発物事案が発生し、事態認定から一連の対応の検証を行う図上訓練。